

公布された条例のあらまし

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第 63 号）

- 1 この条例は、地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 2 項及び第 6 項から第 8 項までの規定並びに同条第 11 項において準用する同法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができることとした。（第 2 条関係）
- 3 配偶者同行休業の実施のため、次の事項を定めることとした。（第 3 条～第 7 条関係）
 - (1) 配偶者同行休業の期間
 - (2) 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由
 - (3) 配偶者同行休業の承認の申請
 - (4) 配偶者同行休業の期間の延長
 - (5) 配偶者同行休業の承認の取消事由
- 4 配偶者同行休業の申請期間について職員の配置換え等によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任用の期間の限度として行う任用の期間を定めた採用等を行うことができることとした。（第 9 条関係）
- 5 配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取扱いについて定めることとした。（第 10 条及び第 11 条関係）
- 6 その他所要の事項を定めることとした。
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 8 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例ほか 5 条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第 64 号）

- 1 この条例は、地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 2 項及び第 6 項から第 8 項までの規定並びに同条第 11 項において準用する同法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法第 1 条に規定する職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 職員の配偶者同行休業については、佐賀県立学校職員の例によることとした。（第 2 条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第 65 号）

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 4 条の認定を受けた者の授業料の額が同法第 5 条第 1 項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額を超える場合であって、教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除する

ことができることとした。(第2条関係)

2 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日以後に入学した者の授業料について適用することとした。

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例(条例第66号)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、保育所に係る県基準のうち、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の員数の算定に関する制度の文言を削除することとした。(第10条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県特別会計設置条例等の一部を改正する条例(条例第67号)

1 佐賀県特別会計設置条例の一部改正

佐賀県母子福祉資金の名称を佐賀県母子父子福祉資金に改めることとした。

2 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正

(1) 母子及び寡婦福祉法の題名の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

(2) 母子福祉資金の名称を母子父子福祉資金に改めることとした。

3 父母のない児童等の身元保証に関する条例の一部改正

(1) 母子及び寡婦福祉法の題名の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

(2) 身元保証を受けることができる者に配偶者のない男子が扶養している児童を加え、保証責任の賠償額の限度を被保証者1人につき1回限り10万円以下とすることとした。

4 この条例は、平成26年10月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例の一部を改正する条例(条例第68号)

1 母子及び寡婦福祉法の題名の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第1条関係)

2 この条例は、平成26年10月1日から施行することとした。

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例(条例第69号)

1 国営農地開発事業伊万里地区、国営代行干拓事業福富地区及び国営直轄干拓事業有明地区(福富工区)に係る負担金の徴収が完了したことに伴い、別表から当該地区の項を削ることとした。(別表関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。